

規程第51号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会指名業者選考規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発注する業務委託等の指名競争入札又は随意契約に参加する業者の選考に関し、本会指名業者選考委員会規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の選定）

第2条 業務委託等の入札に当たり、入札参加指名業者（以下「指名業者」という。）を選定しようとするとき又は随意契約により業務委託等の請負契約を締結しようとするときは、小美玉市から提供を受けた指名名簿の中から、次の各号に基づき選定しなければならない。

- （1）信用度
- （2）当該工事に係る地理的条件
- （3）技術者の保有状況
- （4）当該委託業務等に係る技術者適正度
- （5）その他社会的要因

（推薦による業者の選定）

第3条 本会指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、あらかじめ事業所管の長に指名業者推薦書（様式第1号）を提出させ、内容審査の上業者を選考するものとする。

2 前項の規定により事業所管の長が推薦できる指名業者数は、本会指名業者選考規程施行細則別表に示す指定業者数の2倍以内とする。

（指名業者の選定）

第4条 指名業者は、選考委員会において選定する。

（選考結果の報告）

第5条 本会指名業者選考委員会規程第6条の規定に基づく選考の報告は、選考結果報告書（様式第2条）によって行う。

（特例）

第6条 災害時における応急対策等に該当する場合には、選考委員会に付さないで選定することができる。

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

指名業者推薦書

部署名		起案日 年 月 日	設計金額 (税抜き)	円	指名業者選考委員会開催日			年 月 日			
工事番号及び 工事名又は 委託業務名					委員長	副委員長	委員				
					事務局長	事務局長 次 長	小川保健相談 センター長	四季健康 館長	玉里保健福祉 センター長		
工事場所 又は履行場所			最低制限価格 (低入 札価格調査) の適用	有 ・ 無							
工 期 (履行場所)			工事金額に対する 格付等級	A・B・C							
区 分	登 録 番 号	業 者 名	本店所在地 県内は市町村名 県外は都道府県名	推薦理由						決 定	
				信用度	工事成績	手持工事	地理的条件	技術者の状況・技術的適正			
				不誠実な 行為等が なく信用 度が高い	工事成績 の平均が 連続して 良い	手持工事 の状況が 施工能力 の範囲内 で適正で あって受 注が可能 である	現場近く に営業所 があるな ど地域の 施工特性 に精通し ている	工事など に応じ現 場近くに 工事を実 施できる 体制が確 保できる	工事の施 工に適し た有資格 技術者が 確保でき る	工事に必 要な技術 水準と同 程度以上 の工事施 工実績が ある	工事の作 業条件に 関し、同 程度以上 の条件で の施工実 績がある
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

備考1 「工事金額に対する格付等級」は該当記号を○で囲み、「推薦理由」は、該当欄に○を記入すること。